

諸外国における道徳教育の状況

- 我が国の道徳教育に該当する学習は、諸外国では、道徳教育・価値教育・市民性教育・宗教教育（宗派教育）として実施されている。
- 義務教育段階で、基本的に全員必修（選択科目・代替科目ではない）で、特定の宗派教育に拠らない教科目を設置している国の実施状況は下表の通りである。

国名	位置付け	名称と設置学年	改訂状況
イギリス (イングランド)	準必修の 教科	PSHE(人格・社会性・ 健康・[経済]教育) 市民性(7-9は必修)	PSHEは、学校裁量で特設時間を設置せずに実施してもよい。初等教育では市民性とPSHEの統合も可能。宗教教育は必修。
フランス	教科	道徳・公民(1-12)	2013年に新教育法(ペイヨン法)が成立。2015年9月より従来の道徳教育を改訂。教科名を統一して高等学校まで実施。全教育活動を通じた「市民性の教育」も推進
中国	教科	「品德と生活」(1-2) 「品德と社会」(3-6) 「思想品德」(7-9) 「思想政治」(10-12)	省・自治区・直轄市で独自の教育課程を開発・設置可能。教科名も異なることがある。特に大都市圏では自治体が独自にカリキュラムを定め、教材も開発している。
韓国	教科 (科目)	「正しい生活」(1-2) 「道徳」(3-9) 「生活と倫理」(10-12) 「倫理と思想」(10-12)	1・2年は社会科との統合教科。3-9学年は教科群「社会／道徳」(中学校は「社会(歴史含む)／道徳」)の中の一教科。教科とは別に、「人性(人格)教育」を全ての教育活動で行うと定められている。
シンガポール	教科	人格・市民性(1-10)	価値・スキル学習、ガイダンスプログラム、学校裁量の活動で構成。
オーストラリア	教科	公民・市民性(3-10)	2014年よりナショナル・カリキュラムとして実施。教育活動全体で価値教育を推進。

○近年の動向

- 各国の教育課程は、道徳教育に関する特定の教科目を設置するとともに、「学校の教育活動全体を通して行う教育」や教科横断的学習を推進している。
- 教育課程全体で育成する資質・能力（コンピテンシーやキー・スキル）を目標に掲げる国が多く、それらの資質・能力と関係づけて教科の目標が定められている。
- 学習内容では、中核となる「共有価値」やテーマが掲げられ、指導方法は、多様な考え方を話し合ったり考えるディスカッションやグループワークが中心となっている。
- 教科の目標・内容は、知識・理解、思考、スキル、態度などで構成されている。
- 最近大きな改訂があったシンガポールやフランスでは、育成すべき資質・能力とそれを実現するための学習活動・教育手法が学習指導要領に明示されている。
- 社会参画を重視し、地域社会と連携したプログラムで実践力の育成が目指されている。

(文責：国立教育政策研究所 西野真由美)